## 厚生労働大臣が定める掲示事項等

## 「精子の凍結及び融解」について

「医療上必要があると認められない、患者の都合による精子の凍結又は融解」を行う場合、以下の金額をご負担していただきます。

精子の凍結及び融解

24,200円(稅込)